

## 2025 年度（令和 7 年度）JPO 派遣候補者選考

## 募集要項

2025 年 1 月 10 日

外務省 国際機関人事センター

ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度は、1961 年の国連経済社会理事会決議により設けられた制度です。外務省では、1974 年から同制度による派遣を開始し、外務省が[派遣取決めを交わしている国際機関](#)に対し、2 年間、日本人を派遣しています。JPO は、当該国際機関の職員として勤務しながら、その勤務経験を通じて国際機関職員としての正規の採用を目指すものです。

今般、下記の要領で、JPO 派遣候補者を募集します。

## 選考日程

応募	応募（応募専用サイトから応募）	2 月 3 日～3 月 4 日	
第一次 審査	外務省による第一次審査の実施	3 月 5 日～4 月上旬	
	第一次審査結果通知	4 月中下旬	
第 二 次 審 査	外務省枠（※） の場合	外務省による第二次審査の実施	5 月～6 月上旬（予定）
		第二次審査結果通知	6 月中旬
	派遣先国際機関・ポストの通知	7 月以降	
	国際機関による審査	8 月以降（結果通知は 10 月頃の機関が多い状況）	
	結果通知		
国際機関枠（※） の場合	国際機関による第二次審査の実施	5 月以降～8 月（予定）	
	結果通知	8 月～10 月頃	
赴任 手続き	国際機関への各種書類の提出、健康診断受診等	9 月以降	
	赴任前研修	10 月頃（予定）	
	勤務開始	2026 年 1 月 31 日目処	

※ 国際機関枠：UNDP（UNV 含む）、WFP、OECD、OPCW、ICAO、WOAH(旧 OIE)、GCF を第一希望として応募する場合。この場合、第二次審査として、国際機関が直接応募者本人に対して面接を行う。

外務省枠：上記の国際機関以外を第一希望として応募する場合。

両枠のどちらで選考が進むかは、JPO 選考用システム（JPO 応募管理ポータル）の「JPO 選考応募（一次審査）」から応募情報を新規作成する際に、第一志望の機関・ポスト欄に記入した機関に応じて決定されます。なお、第一志望の機関について志望ポストを複数記載する場合には、応募書類はそのうち特に志望する 1 ポストに関して作成してください。

## 目次

1 応募資格
2 応募方法
3 選考方法
4 結果通知
5 JPO 選考第二次審査を通過すると
6 勤務開始時期
7 派遣中の処遇
8 個人情報の管理について
9 問い合わせ先
重要事項・注意事項

## 1 応募資格

- (1) 2025 年 2 月 1 日現在、35 歳以下であること  
(生年月日が 1989 年 2 月 2 日以降であること)
- (2)
- 国連開発計画 (UNDP) 以外の機関を希望する者については、以下の両方を満たすこと
- ア 外務省が派遣取決めを交わしている国際機関における自身が希望するポストの業務に関連する分野において修士号を取得したか、または修士号を 2025 年 7 月末までに取得見込みであること (※)
- イ 外務省が派遣取決めを交わしている国際機関における自身が希望するポストの業務に関連する分野において 2025 年 7 月末までに 2 年以上の職務経験を有すること (アルバイト、インターン等は職歴とみなさない。)
- 国連開発計画 (UNDP) を希望する者については、以下の両方を満たすこと
- ア UNDP における自身が希望するポストの業務に関連する分野において、2025 年 3 月 4 日時点で修士号を取得していること (※)
- イ UNDP における自身が希望するポストに関連する業務の分野において、2025 年 3 月 4 日時点で 2 年以上の職務経験を有すること (アルバイト、インターン等は職歴とみなさない。)
- (※) 以下のそれぞれの場合は修士号相当とみなし、JPO への応募資格を認めている。  
(ただし、当該取扱いはあくまで外務省の選考における判断であり、各国際機関の審査にあたって異なる判断が行われる可能性がある。)
- ・ 医学部等の日本の 6 年制の学部の卒業
  - ・ 法科大学院修了もしくは、司法試験予備試験の合格 (ただし、学士号を有する者に限る)
- (3) 英語で職務遂行が可能であること
- (4) 将来にわたり国際機関で働く意思を有すること
- (5) 日本国籍を有すること(※)
- (※) 外国の国籍も有する状態にある者は、日本の国籍法が要請する手続を適切に行う必要がある。

## 2 応募方法

- 2月3日(月)に下記の国際機関人事センターのHPに、JPO 選考用システムへのユーザ登録のためのリンクが公開されます。まずそのリンクからメールアドレスを登録し、届いたメールの指示に従ってアカウント作成を行ってください。次に、JPO 選考用システムにログインし、「JPO 選考応募(一次審査)」から新規応募情報を作成してください。作成画面で必要項目を記入し、必要書類をアップロードして「保存」後、システム内で必ず応募申請を行ってください。
- 応募情報の「保存」段階ではご自身のページ内に情報が一時保存された状態であり、応募ステータスは未提出ですので、必ず保存した応募情報について「応募申請」を行い、ステータスが「提出済み」になったことを確認してください。応募締切日付近は応募が集中しますので、早期にシステムへのアカウント作成を行い、日程に余裕を持って応募申請を行うことを推奨します。

【URL】 国際機関人事センター JPO 選考 HP [[こちら](#)]

- 応募締切は、3月4日(火) 18:00(日本時間)です。

### 応募書類

- 上記の URL より応募するにあたって、以下の書類をすべて PDF 形式でアップロードする必要があります。書類作成にあたっては、6 ページ以降の注意事項をよく確認してください。
  - ア 「特に志望する1ポスト」として選択したポストの TOR
  - イ カバーレター(英文、書式自由、A4 用紙片面1枚)
  - ウ 略歴(レジュメ)(英文、書式自由、A4 用紙片面1枚)
  - エ [英文応募用紙\(国連事務局 Personal History Profile \(P11\)\)](#)  
 ※UNDP のみ様式が異なります。UNDP を第一志望とする方は[こちらの様式](#)を使用してください。
  - オ TOEFL テスト又は IELTS のスコアの写し
  - カ 日本国旅券(顔写真のページ)の写し(日本国旅券を有していない場合は、戸籍事項証明書(戸籍抄本、本人のみ)の写し)
  - キ その他、各種語学検定試験の有効なスコアなどあればその証明書の写し(任意)
- アップロードの際は、各ファイル名の冒頭は必ず [英字姓名\_ファイル名] としてください(例:「gaimutaro\_TOR / \_coverletter/\_resume/\_P11/\_TOEFL/\_passport」)。

## 3 選考方法

### (1) 第一次審査：書類審査

提出された書類により外務省が書類審査を行います。(外務省枠、国際機関枠共通)

### (2) 第二次審査：面接審査

外務省枠では外務省が、国際機関枠では国際機関が面接審査を行います。

実施方法：オンラインによる面接審査

- ◆ 具体的な接続方法等は、第一次審査の通過者のみに後日連絡します。
- ◆ 外務省枠においては、第一次審査の合格通知と合わせて、上記の応募書類とは別途、ライティングの課題の提出を指示するので、当該指示をよく確認し、指示された締切までに提出してください。(国際機関枠では機関によって求めないことがあります。)
- ◆ 国際機関枠においては、国際機関から指示がある場合には、指示された書類を提出してください。

#### 4 結果通知

- (1) 第一次審査：外務省から 4 月中下旬頃（予定）に電子メールで通知  
 ※ 選考結果は順次通知しますので、個別のお問い合わせはご遠慮ください。
- (2) 第二次審査：  
 (外務省枠) 外務省から 6 月中旬頃（予定）に電子メールで通知  
 (国際機関枠) 国際機関から面接実施後に電子メールで通知
- (3) JPO 選考第二次審査を通過した後（外務省枠）  
 JPO 派遣候補者として、外務省から国際機関に推薦される。JPO 派遣候補者は国際機関の審査（書類審査、オンラインによる面接、リファレンスチェック等）を受け、これに通過し、配属ポストを受諾すれば、JPO として採用が内定します。その後、健康診断等を経て、採用が確定します。外務省が実施する JPO 選考で第二次審査まで通過しても、国際機関による審査を通過しない場合、当該ポストには配属されません。国際機関による審査に要する時間は国際機関や個別のポスト毎に様々であり、10 月頃に結果が判明する機関が多い状況です。
- (4) JPO 選考第二次審査を通過した後（国際機関枠）  
 外務省による所定の確認事項に同意すれば、JPO として採用が内定します。

#### 5 勤務開始時期

人道上の理由等、外務省がやむを得ない事情と判断する場合を除き、JPO 派遣候補者は 2026 年 1 月 31 日を目処に勤務開始するよう国際機関と調整を行ってください。この間に JPO として勤務開始できない場合には、JPO 派遣候補者の資格を失うことがあります。

#### 6 派遣中の処遇

派遣先国際機関と雇用契約を結び、当該機関の職員として勤務します。契約期間は基本的に 1 年間であり、国際機関からの要請により 1 年間更新され、合計 2 年間勤務します。職員規則、給与額、各種手当等は派遣先国際機関の定めによります。派遣 1 年目のランクは国連関係機関においては P2、ステップ 1、それ以外の国際機関においては国連関係機関の P2、ステップ 1 同等の所定のランクとなります。

待遇（モデル給与例）

パリ	単身	9 万米ドル
ニューヨーク	単身	11 万米ドル

ジュネーブ 配偶者 1 名帯同 11 万米ドル

※ 上記は一例。都市、帯同家族数により異なる。ICSC（国際人事委員会）の規定により、着任渡航費、保険、研修費等の各種費用が別途支給される。

## 7 個人情報の管理について

事前登録時に入力された個人情報及び応募時に送付された応募書類は、2025 年度 JPO 派遣候補者選考における選考、JPO 派遣業務及び JPO 派遣終了以後の国際機関における採用支援に利用し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い、適正に管理します。

英文カバーレター、英文略歴（レジュメ）及び英文応募用紙については、国際機関における審査選考のため、国際機関に提供します。

## 8 問い合わせ先

外務省 総合外交政策局 国際機関人事センター

電子メール : jinji-center[@]mofa.go.jp

※問合せは電子メールでのみ受け付けます。

### 重要事項

#### 1 配属先について

JPO 派遣にあたり、どの機関のどのポストへ推薦するか（JPO の配属先）は、外務省が決定する。候補者が外務省から提示されたポストを最終的に断る場合、当該年度の JPO 派遣候補者の資格を失う。

#### 2 JPO の責務について

外務省が実施する JPO 派遣は、国際機関における日本人職員の採用促進を目的としている。JPO には任期を全うすると共に、国際機関での正規ポスト獲得のため、最大限努力することが求められている。JPO 選考を通過した者は、これらの責務を記した JPO 派遣同意書に署名することが、派遣の前提となる。（なお、日本政府は JPO 派遣者に、期間中支払われる給与、赴任等にかかる手当として、平均して 1 名あたり 2 年間で約 5,000 万円の費用を国費から支出している。）

#### 3 他国の永住権等にかかる課税について

国連関係機関の職員の給与に対して、一部の日本以外の国の永住権等を有していることにより当該国の所得税等が課税される場合がある。日本政府は当該課税部分について負担しないため、もし当該課税が発生した場合は全額自己負担になることはあらかじめ承知しておくこと。

**注意事項****1 応募資格**

- 修士号に関し、第一次審査を通過した者は、修士号取得を証明する文書又は修士号を2025年7月までに取得見込みであることを証明する文書を提出すること。この際、国連公用語で書かれた証明文書のみ受け付ける（英語が望ましい。日本語の学位記、ラテン語の学位記等は不可）。詳細は第一次審査通過者に対し連絡する。
- 経歴に関し、すでに日本政府からのJPOとして国際機関に勤務したことがある者は、応募資格を満たしていても第一次審査を通過しない。また、国際機関でPレベルのfixed-term 契約の雇用形態により国際専門職員の勤務経験がある者についても同様に、応募資格を満たしていても第一次審査を通過しない。

**2 応募方法について****【応募サイト】**

- 2月3日(月)に[国際機関人事センターのHP](#)に、応募用の専用リンクが公開される。リンク内の案内に従ってJPO選考システムの利用者登録を済ませてログインし、「JPO選考応募（一次審査）」から新規応募情報を作成する。作成画面で必要項目を記入し、下記を参考に作成した必要書類をアップロードして「保存」後、システム内で必ず「応募申請」を行うこと。

**【志望する機関・ポスト】**

- 応募にあたっては、国際機関人事センターのHP、JPO募集のページ内、「[2025年度\(令和7年度\)JPOポストのリスト](#)」に掲載されている各機関ポスト一覧から、書類を作成する第一志望の機関及びポストを1つ選択した上で、そのポストのTORに対する応募書類を作成すること。
- 書類を作成する第一志望のJPOポストのほか、第一志望の国際機関のポストは複数記入可。また、志望先として国際機関を計3つまで記載できる。
- [外務省海外安全ホームページ](#)で危険レベル3（渡航中止勧告）又は危険レベル4（退避勧告）が発出されている地域へは、JPOを派遣しない。申込みの際には、当該志望ポストが危険レベル3又はレベル4でないことを確認した上で申込みを行うこと。また、事後の事情変更等により、志望するポストの勤務地が危険レベル3又はレベル4となった場合には、派遣可能な勤務地にある別のポストへの再調整を行うことになることをあらかじめ承知の上申込みを行うこと。
- この欄に記載した組織・ポストは全て配属を希望しているものとして取り扱う。自身の志望動機、適性・能力をよく整理し、2月3日から国際機関人事センターJPO選考HPに掲載が予定されている各機関のJPOポストのリストを参照の上、国際機関における自身の今後のキャリアも十分に検討の上記入すること。
- 必ず3つまで埋めなければならないものではなく、配属を希望しない組織・ポストは記載しないこと。
- なお、第一志望のポストのうち1ポストについてのみ書類を作成することとなるた

め、外務省枠では、各人におけるその他の専門性や強み、キャリアビジョン等については第二次審査の面接においてアピールをすること。

一方、国際機関枠では、国際機関による第二次審査において自身が推薦されたポストについてのみ審査が行われるので、面接においても自身が推薦されたポストについての自身の専門性や強み、キャリアビジョン等をアピールすること。

- 第二次審査通過後の配属先調整の過程で、他の国際機関やポストに適性があると判断される場合、志望先の組織・分野・ポストでのキャリア形成が困難であることが見込まれる場合、当該志望ポストがすでに募集対象外となっていた場合等には、国際機関人事センターから応募者に対し、志望欄以外の国際機関・ポストが提案されることになる旨、あらかじめ承知の上申込みを行うこと。

#### **【勤務地に関する制約】**

- 「勤務地に関する制約」の欄については、家族同伴可能な勤務地 (family duty station) のみを希望する場合や、ハードシップの高い勤務地への赴任が困難である場合は、理由と共に明記すること。
- 国連におけるハードシップ、non-family duty station の定めについては[国際人事委員会\(ICSC\)のウェブサイト](#)を参照。なお、本欄は審査選考の判断材料とするものではなく、JPO 選考通過者の配属を検討するために設けている項目なので、家庭の事情や健康上の理由により勤務が困難な地域がある場合は、必ず正確に記入すること。

#### **【英文カバーレター、英文略歴（レジュメ）】**

- 2月3日以降、国際機関人事センターJPO 選考 HP に、各機関から寄せられた JPO ポスト情報を順次掲載する。ここから1つを選択し、応募フォーム内「第一志望の機関及びポスト」に記入した上で、そのポストの TOR に対する書類を作成すること。
- [国際機関人事センターHP](#) や各種の国連キャリア向けのウェブサイトにて作成のポイントがあるので、必要に応じ参照すること。

#### **【英文応募用紙： 様式 （UNDP を志望する場合： UNDP 様式）】**

- 最終ページの署名欄に自署のない応募用紙は審査しない。署名欄はタイプ入力不可。自署の画像を挿入するか、印刷した上で直接自署し、スキャンして電子メールに添付すること。
- この応募用紙は国連において Personal History Profile、Personal History Form、P11 と呼ばれている。JPO の審査選考において、外務省がその対象とすることはもちろん、国際機関においても、この文書はカバーレター等と共に書類審査における重要な判断材料になるので、国際機関人事センターHP に掲載している「[記入の例](#)」等を参照しながら記入すること。
- P11 作成にあたっては、応募フォーム内「第一志望の機関及びポスト」に記入したポストのうち特に志望する1ポストの TOR に対して作成すること。
- 職歴の給与欄は米国ドルで記入し、「USD」と明記すること。日本円等で給与を得て

いる場合は、米国ドルに換算の上、換算レートを併記すること。

### 【TOEFL テスト及び IELTS】

- 英語能力を証明する文書として、少なくとも以下(1)又は(2)のいずれか 1 点を提出すること。
- (1) TOEFL iBT テストの Test Taker Score Report 写し又はオンライン上のスコアをスクリーンショット等で写したもの
- (2) IELTS アカデミック・モジュール又は IELTS ジェネラル・トレーニング・モジュール (Computer-delivered IELTS による受験も可) の Test Report Form 写し又はオンライン上のスコアをスクリーンショット等で写したもの
- ※ オンライン上のスコアは、氏名、ID 番号又は受験番号が読み取れないなど、本人のものであると判別できない場合は審査対象としない。
- ※ オンライン上に表示される情報が ID 番号ないし受験番号のみの場合は、同番号が JPO 選考の応募者であることを示す情報 (旅券の写し、受験票の写し等) を必ず付すこと。
- TOEFL テスト、IELTS とも、応募時点で有効なものを有効とする。スコアの有効期限は各検定試験の定めによる。なお、TOEFL iBT Home Edition 及び IELTS Indicator は上記スコアに含める。TOEFL ITP テスト及び TOEFL Essentials のスコアは不可。審査対象は Test Date スコアであり、My Best Score は審査対象としない。
- これら英語能力を証明する資料等において、虚偽の申告が判明した場合には失格とし、以後、JPO 募集への申込みを受け付けない。

### 【TOEFL テスト、IELTS 以外の語学検定試験】

- TOEFL テスト又は IELTS のスコアに加えて、国連公用語をはじめとする各種語学検定試験のスコア (英語については国連英検特 A 級、仏語については DELF、DALF、TCF、TEF など) の写しを提出する場合には、審査の際に考慮する。(全て PDF 形式の電子データにして送付すること。)
- 応募時点で有効なスコアのみ考慮の対象とする。スコアの有効期限は各検定試験の定めによる。
- 応募書類にスコアの自己申告があるのみで、有効なスコアの写しが応募書類に添付されていない場合は、考慮対象としない。

### 【日本国旅券 (顔写真のページ) の写し (日本国旅券を有していない場合は、戸籍事項証明書 (戸籍抄本、本人のみ) の写し)】

- 応募要件である「日本国籍を有すること」を証明するために、日本国旅券の顔写真のページの写しを提出すること。日本国旅券を有していない場合は、戸籍事項証明書の写しを提出すること。
- 現在、外国の国籍も有する状態にある場合には、第二次審査通過後速やかに [日本の国籍法が要請する手続](#) を適切に行う必要がある。

**【応募の締切】**

○ 応募期限は、3月4日（火）18:00（日本時間）までとし、この期限を過ぎた応募は無効とする。

以上